

京都市消防局訓令乙第17号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防署事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

京都市消防署事務分掌規程等の一部を改正する規程

(京都市消防署事務分掌規程の一部改正)

第1条 京都市消防署事務分掌規程の一部を次のように改正する。

第1条総務課の項第15号中「統轄」を「統括」に改め、同条予防課の項第1号中「の対策」を削り、同項第2号中「機器」を「器具」に改め、同項第5号中「統轄」を「統括」に改め、同項第6号中「及び防災製品の設置及び普及」を「の設置、維持管理及び普及並びに防災製品の普及」に、「統轄」を「統括」に改め、同項第7号中「文化財の」の右に「防火対策及び」を加え、同項中第9号を削り、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 防火の運動その他の火災予防の啓発に関すること。

第1条予防課の項第10号中「、認可」を削り、同項第13号中「ガスの防火指導」を「物質の防火」に改め、同項第15号中「統轄」を「統括」に改め、同項第16号中「統轄」を「統括」に改め、同項中第19号を第20号とし、第16号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 違反公表に関すること。

第1条警防課の項第2号中「及び消防警備等」を「、消防警備等」に改め、同項第4号中「統轄」を「統括」に改め、同項第15号中「及び広報等」を「、広報等」に改め、同項第22号を次のように改める。

(22) 地域における防火及び防災に係る安全対策に関すること。

第1条警防課の項第23号中「の防火安全指導その他の」を「その他の特に配慮を要する者に対する」に、「安全指導」を「安全対策」に改め、同項中第2

5号を削り、第24号を第25号とし、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 地域の団体に対する防火及び防災に係る安全指導に関すること。

第2条第18号中「及び消防警備等」を「, 消防警備等」に改め、同条第20号中「統轄」を「統括」に改め、同条第30号中「及び広報等」を「, 広報等」に改め、同条第38号を次のように改める。

(38) 地域における防火及び防災に係る安全対策に関すること。

第2条第39号中「の防火安全指導その他の」を「その他の特に配慮を要する者に対する」に、「安全指導」を「安全対策」に改め、同条中第41号を削り、第40号を第41号とし、第39号の次に次の1号を加える。

(40) 地域の団体に対する防火及び防災に係る安全指導に関すること。

(京都市消防吏員服制規程の一部改正)

第2条 京都市消防吏員服制規程の一部を次のように改正する。

別表第1第9図1(3)中「庶務」を「総務」に改める。

(京都市消防局における訓令等に用いる用語の定義に関する規程の一部改正)

第3条 京都市消防局における訓令等に用いる用語の定義に関する規程の一部を次のように改正する。

本則各号中「課を置かない部及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

(京都市消防局公印規程の一部改正)

第4条 京都市消防局公印規程の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「, 安全救急部」及び「, 課及び消防署」を削り、同条第3号中「, 安全救急部長」を削り、「, 課の長及び消防署長」を「及び所属長」に改め、同条第4号中「消防署及び」を削る。

第4条第2項を次のように改める。

2 公印を新調し、改刻し、又は廃止するときは告示する。

第7条第2項中「庶務課長」を「総務部総務課長(以下「総務課長」という。)」に改める。

第8条、第9条及び第11条第1項中「庶務課長」を「総務課長」に改める。

別表第1消防局印の項中

「

給与証明用	れい書	15 ミリメートル平方	を
-------	-----	-------------	---

」

「

給与証明用	れい書	15 ミリメートル平方	に改め、同表中
指定自動車工場用	てん書	21 ミリメートル平方	

」

「

部長及び学校長印	一般文書用	てん書	24 ミリメートル平方	を
課 印	一般文書用	れい書	24 ミリメートル平方	
課 の 長 印	一般文書用	てん書	22 ミリメートル平方	
消 防 署 印	一般文書用	れい書	24 ミリメートル平方	
消 防 署 長 印	賞 状 用	てん書	30 ミリメートル平方	
	一 般 文 書 用	てん書	18 ミリメートル平方	
消防分署専用消防署印	一般文書用	れい書	24 ミリメートル平方	
消防分署専用消防署長印	一般文書用	てん書	18 ミリメートル平方	

」

「

部長及び学校長印	一般文書用	てん書	24 ミリメートル平方	に	
所属長印	課 長 印	一般文書用	てん書		22 ミリメートル平方
	消防署長印	賞 状 用	てん書		30 ミリメートル平方
		一 般 文 書 用	てん書		18 ミリメートル平方
消防分署専用消防署長印	一般文書用	てん書	18 ミリメートル平方		

」

改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

種 類	保 管 者
消防局印（指定自動車工場用を除く。）、消防長印、消防局長印及び消防局次長印	総 務 課 長
消防局印（指定自動車工場用に限る。）	消防学校支援課長
部 印 ， 学 校 印 ， 部 長 印 及 び 学 校 長 印	部及び学校の庶務を担当する課長
所 属 長 印	当 該 所 属 長
消防分署専用消防署長印	消防分署長

（京都市消防公文書取扱規程の一部改正）

第5条 京都市消防公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「課を置かない部及び」を削る。

第3条第1項中「庶務課長」を「総務部総務課長（次項において「総務課長」という。）」に改め、同条第2項中「庶務課長」を「総務課長」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 文書管理責任者は、局にあつては所属長を、署にあつては署の総務課長をもって充てる。ただし、第2項ただし書の規定により別に定める文書管理所属にあつては別に定める職にある者とする。

第8条第1項第1号中「庶務課」を「総務部総務課（以下「総務課長」という。）」に、同項第2号中「庶務課」を「総務課」に、「庶務課等」を「総務課等」に改める。

第9条第2項を次のように改める。

2 前項の記号は、「発消課又は署名の頭字」とする。ただし、消防団課にあつては「発消団」とする。

第11条第1項、第12条第1項各号列記以外の部分及び同条第2項中「庶務課等」を「総務課等」に改める。

第13条第1項中「課を置かない部及び」を削り、同条第2項本文中「庶務課等」を「総務課等」に改める。

第15条中「庶務課」を「総務課」に改める。

第23条第1項中「庶務課及び企画課並びに」を「総務課及び」に、同条第2項中「庶務課及び企画課」を「総務課」に改める。

第27条第1項本文、第30条第1項第2号及び第32条中「庶務課」を「総務課」に改める。

第33条中「庶務課及び企画課」を「総務課」に改める。

第34条第2項及び第3項中「庶務課」を「総務課」に改め、同条第4項中「総務課」を「署の総務課」に改める。

(京都市消防職員事務引継規程の一部改正)

第6条 京都市消防職員事務引継規程の一部を次のように改正する。

第5条中「(第3条の規定により事務引継を行う職員を含む。)」を削り、「総務部庶務課長」を「総務部総務課長」に改める。

別記様式中「別記様式」を「別記様式(第5条関係)」に、「あて先」を「宛先」に、「事務引継書を」を「事務引継を」に、「B5」を「A4」に改める。

(京都市消防マイクロフィルム文書取扱規程の一部改正)

第7条 京都市消防マイクロフィルム文書取扱規程の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「総務部庶務課」を「総務部総務課」に改める。

(京都市消防吏員の昇任選考に関する規程の一部改正)

第8条 京都市消防吏員の昇任選考に関する規程の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「吏員」という。)」を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 考査の区分については、次に掲げるとおりとし、科目等については、別に定める。

(1) 第1次考査

(2) 第2次考査

第5条各号列記以外の部分中「職員は」の右に「, 昇任予定日において」を加える。

第6条第2項中「人物考査は口述により」を「人物考査は口述及び作文により」に改め、「論文は筆記により」を削る。

第7条及び第9条中「各科目の得点を合計した点の」を削る。

第13条第2項中「(以下「考査委員等」という。）」、「(以下「次長」という。）」及び「, 安全救急部長」を削る。

第14条を削る。

第15条を第14条とする。

別表を削る。

別記様式中

「

第1次考査 免除資格	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
---------------	---

」

を

「

第1次考査 免除資格	第1次考査免除資格を有する場合の免除希望の有無（有資格者のみ記入） <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
---------------	--

」

に改める。

（京都市消防職員訓戒規程の一部改正）

第9条 京都市消防職員訓戒規程の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

様式第1号及び様式第2号を削る。

（京都市消防職員出勤簿等に関する規程の一部改正）

第10条 京都市消防職員出勤簿等に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条中「所属長」を「所属長等（京都市消防局部長等専決規程別表第1及び別表第2の規定により、所属職員及び補佐職員の休暇、欠勤等の承認等に関する事項を専決するものとされている者をいう。以下同じ。）」に改め、「課を置かない部及び」を削る。

第3条中「所属長」を「所属長等」に改める。

（京都市消防局監察規程の一部改正）

第11条 京都市消防局監察規程の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 監察員 局の所属長

署の副署長

消防分署長

第3条第4項中「部、校、署」を「所属」に改める。

（京都市消防職員教育規程の一部改正）

第12条 京都市消防職員教育規程の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「課を置かない部及び」を削る。

第10条第1項中「課を置かない部及び課並びに」を「課及び」に改め、同条第2項中「課を置かない部にあつては部長が指名する課長、」を削る。

第11条第1項中「課を置かない部及び課並びに署並びに」を「課、署及び」に改め、同条第2項中「課を置かない部及び」を削る。

第15条中「消防学校教養課」を「消防学校教育管理課」に改める。

(京都市消防音楽隊規程の一部改正)

第13条 京都市消防音楽隊規程の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「運営に関する」を「運営に関し」に、「定めることを目的とする。」を「定めるものとする。」に改める。

第2条の見出し中「編成」を「設置及び編成」に改め、同条を次のように改める。

第2条 消防学校技術指導課に音楽隊を置く。

2 音楽隊は、隊長、副隊長及び所要の隊員をもって編成する。

第4条第3項中「消防学校教養課長（以下「教養課長」という。）」を「消防学校技術指導課長（以下「技術指導課長」という。）」に改める。

第6条及び第7条中「教養課長」を「技術指導課長」に改める。

(消防体育に関する規程の一部改正)

第14条 消防体育に関する規程の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「課を置かない部及び」を削る。

第8条第2項中「消防学校教養課長（以下「教養課長」という。）」を「消防学校教育管理課長（以下「教育管理課長」という。）」に改める。

第11条中「教養課長」を「教育管理課長」に改める。

別表局本部の項中

「

課を置かない部	2名	を削る。
---------	----	------

」

(消防研究推進規程の一部改正)

第15条 消防研究推進規程の一部を次のように改正する。

第1条中「総合的研究及び京都市消防職員（以下「職員」という。）による」を削り、

「職務上の研究」の右に「(以下「職務研究」という。)」を加える。

第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とする。

第5条第2項中「課を置かない部及び」を削り、「担当課長」を「庶務を担当する課長補佐、担当課長補佐又は係長若しくは担当係長」に改め、同項ただし書を削り、同条を第3条とし、第6条から第10条までを2条ずつ繰り上げる。

(京都市消防震災警防規程の一部改正)

第16条 京都市消防震災警防規程の一部を次のように改正する。

目次中「緊急消防援助隊等」を「緊急消防援助隊その他の応援部隊」に改める。

第6条第2項第2号中「及び部隊」を削る。

第10条本文中「指令班長」を「司令部長、通信指令班長及び通信指令班指令担当班長」に改める。

第11条第1項及び第2項中「及び部隊」を削る。

第12条第1項中「すべての」を「職員のうち必要な」に、「及び部隊」を「の班」に、「に充てるものとする」を「として指名することができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 所属長は、前項で指名した要員を要しないと認めるときは、これを解除することができる。

第25条第1項中「局震災警防本部」及び「署震災警防本部」の右に「の班」を加え、同条第2項中「警防部装備課」を「消防学校支援課」に改める。

第4章第6節の節名中「緊急消防援助隊等」を「緊急消防援助隊その他の応援部隊」に改める。

第35条の見出し中「緊急消防援助隊等」を「緊急消防援助隊その他の応援部隊」に改め、同条中「緊急消防援助隊等」を「緊急消防援助隊その他の応援部隊（以下「応援部隊」という。）」に改める。

第36条（見出しを含む。）中「緊急消防援助隊等」を「応援部隊」に改める。

第53条第1項中「及び部隊」を削り、同条の表中「東海地震注意情報が発令され、その通知を受けたとき。」を「気象庁が東海地震注意情報を発表したとき。」に、「東海地震予知情報が発令され、その通知を受けたとき。」を「気象庁が東海地震予知情報を発表したとき。」に改める。

(京都市消防水災警防規程の一部改正)

第17条 京都市消防水災警防規程の一部を次のように改正する。

目次中「緊急消防援助隊等」を「緊急消防援助隊その他の応援部隊」に改める。

第6条第2項第2号中「及び部隊」を削る。

第10条本文中「及び指令班長」を「，通信指令班長及び通信指令班指令担当班長」に改める。

第11条中「及び部隊」を削る。

第6章の章名中「緊急消防援助隊」を「緊急消防援助隊その他の応援部隊」に改める。

第33条の見出し中「緊急消防援助隊等」を「緊急消防援助隊その他の応援部隊」に改め、同条中「緊急消防援助隊等」を「緊急消防援助隊その他の応援部隊（以下「応援部隊という。）」に改める。

第34条（見出しを含む。）中「緊急消防援助隊等」を「応援部隊」に改める。

（京都市消防局震災対策推進要綱の一部改正）

第18条 京都市消防局震災対策推進要綱の一部を次のように改正する。

別表中

「

庶務課	企画課	施設課	人事課	予防部	市民安全課	救急通信課	情報通信用課	警防計画課	消防救助課	調査課	指令課	装備課	教養課	研究課	消防防分署	消防防分署
○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○		
○		◎						◎	○							
○		○				○		◎	○			○				
○		○				○		○	○			◎				
◎		○						○								
◎		○						○								
○		○				○		○	○			◎				
○		○					◎	○		○						
○		○						◎	○							
○	○		◎					○								
○		○			○	○	○	○	◎		○				○	○
○					○			○	○				◎		○	○
◎				○	○			○							○	○
○				○	◎	○		○		○					○	○
				◎	○			○		○					○	○
				◎	○			○		○					○	○
○					◎			○		○					○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○

を

」

「

総務課	消防団課	人事課	施設課	予防課	指導課	市民安全課	警防計画課	情報指令課	消防救助課	救急管理課	教育術指導課	技術支援課	消防防分署	消防防分署
○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○		
○			◎				○							
○			○				◎		○	○			○	
○			○				○		○	○			◎	
○	◎		○				○							
○	◎		○				○							
○			○				○		○	○			◎	
○			○				○	◎						
○			○				◎		○					
○	○	◎					○							
○	○		○				○	○	○	○		◎		○
○	○						○		○	○	◎	○		○
◎	○			○	○	○	○							○
○				○	○	◎	○			○				○
				◎	○	○	○							○
				◎		○	○							○
○						◎	○							○
○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○

に改める。

」

(京都市消防局における指定自動車整備事業関係業務処理要綱の一部改正)

第19条 京都市消防局における指定自動車整備事業関係業務処理要綱の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「警防部装備課（以下「装備課」という。）」を「消防学校支援課（以下「支援課」という。）」に改める。

第3条第1項中「第2号」を「第1号」に、「装備課」を「消防局」に、「装備課印」を「消防局印」に改め、同条第2項中「装備課印」を「消防局印」に改める。

第4条第1項中「装備課」を「支援課」に改める。

第5条第1項中「装備課長」を「消防学校支援課長」に、「装備課印」を「消防局印」に、「装備課」を「支援課」に改める。

第9条第1項中「装備課内」を「支援課内」に改める。

別表装備課印請求簿の項中「装備課印」を「消防局印」に改め、同表装備課長の欄中

「装備課長」を「支援課長」に改める。

第1号様式中

テ ス タ ー 名	型 式	検 査 機 器	型 式
サイドスリップ テスター	WGT-1000	サイドスリップ テスタ	WGT-1000
コンビネーション テスター	BST-500	コンビネーション テスタ	BST-500
騒 音 計	NA-09	音 量 計	IM-2801

を

に改める。

第2号様式中

テ ス タ ー 名	検 査 機 器
サイドスリップテスター	サイドスリップテスタ
コンビネーションテスター	コンビネーションテスタ
騒 音 計	音 量 計

を

に改める。

(京都市消防局通信規程の一部改正)

第20条 京都市消防局通信規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「課を置かない部及び」を削る。

第7条第1項後段中「指令センター」を「消防指令センター」に改め、同条第3項中「安全救急部情報通信課長、警防部指令課長」を「警防部情報指令課長」に改める。

第12条中「指令センター員」を「消防指令センター員」に改める。

(京都市消防局高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程の一部改正)

第21条 京都市消防局高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「(課を置かない部にあつては庶務を担当する課長)をいう。」を削る。

第8条第2項中「安全救急部長」を「警防部長」に改める。

第10条第2項中「安全救急部情報通信課長(以下「情報通信課長」という。)」を「警防部情報指令課長(以下「情報指令課長」という。)」に改める。

第15条第1項中「情報通信課」を「情報指令課」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)